

平成27年7月21日
関東森林管理局

国有林野事業工事請負契約約款の一部改正について

建設業者の社会保険等未加入対策については、従来より建設業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から国土交通省等と連携して農林水産省においても取り組んできたところですが、今般、全ての一次下請業者に対して、社会保険への加入を義務とし、受注者による社会保険未加入建設業者との下請契約の締結を禁止することとしました。

このため、「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」(平成7年11月28日付け7林野管第161号、最終改正：平成27年7月7日付け27林政政第226号)の別添2「国有林野事業工事請負契約約款」を、次のとおり改正しました。

なお、本件については、平成27年8月1日以降の入札公告から適用します。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、下請契約を締結する工事において、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。次項において同じ。)を下請契約の相手方としてはならない。

- 一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- 二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- 三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者(前項各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者をいう。以下この条において同じ。)と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

3 発注者が、受注者が第1項の規定に違反していると認める場合、又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合は、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰(制裁金)として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

問合せ先 関東森林管理局

総務企画部	経理課	契約適正化専門官	電話:027-210-1149
計画保全部	治山課	治山技術専門官	電話:027-210-1191
森林保全部	森林整備課	設計指導官	電話:027-210-1193